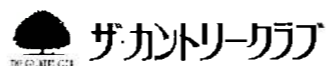


利用約款



当クラブをご利用のお客様は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当クラブ会則、細則による外、本約款に従ってご利用していただきます。

(利用契約の成立)

第1条 当クラブにおいてプレーされる方は、当日フロントで所定の名簿に署名して下さい。これにより当クラブは署名者の施設利用をお引受けすることになります。営業時間外（早朝、薄暮）のご利用の場合には別に定める所定の手続きによる許可を受けて下さい。

2. ゲストは会員の同伴または紹介によってのみ当施設をご利用いただけます。紹介会員は、ゲストの費用並びに行為について責任を持っていただきますので、当クラブの会則、細則の他、本利用約款の内容を事前に詳しくお伝え下さい。

(利用申込み・違約金等)

第2条 プレーの申込みは必ずご予約をしていただくこと、キャンセルにつきましては、当クラブの規程に従って違約金をいただきます。

(利用料金の精算)

第3条 現金又は、当クラブが認めたクレジットカードにてお支払下さい。

(非会員の債務の保証)

第4条 会員は紹介した利用者（非会員）が、会社またはゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証していただきます。

(非会員への周知方依頼)

第5条 会員は紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了承いただくことにご協力願います。

(施設利用の拒絶)

第6条 当クラブは次の場合には施設のご予約並びにご利用をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕なきとき。
2. 非会員については、会員の同伴又は紹介がない場合。
3. 公序良俗に反する行為があった場合又、行為のおそれがあると認められた場合。
4. 無断の写真撮影、録音等の行為があった場合。
5. その他本約款の定めに違反した場合並びに当クラブの施設を利用されることが好ましくない理由がある場合。
6. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
7. ゴルフ規則及びエチケットに著しく違反する言動があったとき、又は他の会員やプレーヤーとの友好を損なう言動があり、注意しても改めないとき。
8. 暴力組織関係者であることが判明したとき。

(休場日・開場時間)

第7条 当クラブの休場日と開場時間は所定の規程によりますが臨時的に変更することがあります。

(金銭その他高価品)

第8条 金銭その他高価品（貴金属、有価証券等）について当クラブは、次の場合には一切の責任を負いません。

1. 貴重品ロッカー又は、フロントにお預けいただけなかった場合。
2. 貴重品ロッカーをご利用の際、他人から推測されやすい暗証番号（生年月日、電話番号等）を使用された場合。
3. フロントにお預けいただいた際の預り証を紛失した場合には、直ちに届け出て下さい。

(携帯品・自動車等)

第9条 携帯品及び駐車場等に駐車中の自動車については、盗難、毀損等事故が生じてても当クラブはその責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第10条 ロッカーの鍵はスコアカードホルダーと一対になっております。ホルダーの取り扱いにつきましては十分に注意をお願い致します。

1. 万が一紛失した場合には速やかにフロントまで届け出て下さい。
2. ロッカー内には金銭その他高価品（貴金属、有価証券等）は保管しないで下さい。
3. ロッカー内の諸物に事故が発生しましても当クラブはその責任を負いません。

(宅配の事故)

第11条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送において当クラブは、あくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切責任を負いません。

(服装)

第12条 ご来場時の服装は、スーツ又は、ブレザーの着用をお願い致します。

2. プレー時の服装は、別に定める「服装規定」を遵守して下さい。

(ゴルフシューズ)

第13条 プレー中のシューズはソフトスパイクシューズを着用して下さい。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第14条 ゴルフは大変危険を伴う場合があります。プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディ等のアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。

(携帯電話)

第15条 携帯電話の使用はプレー中、クラブハウス内を問わず自粛して下さい。

(乗用カートの取扱い)

第16条 乗用カートの取り扱いについては、別に定める「乗用カート利用約款」に基づき使用して下さい。

(ティグランドにおける素振り)

第17条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではしないでください。又、打順以外の方はティグランド内の打席近くには立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第18条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないようにプレーして下さい。

又、万が一打ち込んでしまった場合には先行組に対して責任ある対処をお願い致します。

(フォアキャディの合図)

第19条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終り通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図で、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断してプレーして下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第20条 同伴者は、打者の前方(斜め前方を含む)には絶対に出ないで下さい。やむを得ず前方に出る場合には、自己責任において事故発生回避をして下さい。当クラブは一切の責任を負いません。

(隣接ホールへの打込み)

第21条 隣接ホールへの打込みは大変危険です。プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し慎重にプレーして下さい。万が一隣接ホールに打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに優先権があります。必ず優先ホールのプレーヤーに合図をして邪魔にならないようプレーを再開して下さい。自己のホールにいる同伴プレーヤーにも充分注意して下さい。

(待避及び待避所)

第22条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打たせるときは後続組が全員打ち終るまで待避所又は安全な場所に待避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第23条 ホール・アウト後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴、地震、その他天災地変があった場合)

第24条 雷鳴、地震、その他天災地変があった場合には、状況に応じてカート無線により注意、避難等の連絡を致しますが、現場の状況により危険と思われる場合は自己の判断にてプレーを中断し避雷小屋等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第25条 コース内、クラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。煙草の吸殻等は必ず灰皿に入れて下さい。

(違背の場合の責任)

第26条 利用者が第14条、16条、17条、18条、19条、20条、21条及び24条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合並びに第14条、16条、21条、22条、23条及び24条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

(ゴルフクラブの確認)

第27条 利用者はプレーを終了した場合、ゴルフクラブを点検し相違ない事を確認して下さい。確認後におけるゴルフクラブの不足、損傷について当クラブはその責任を負いません。又、セルフプレーの場合には自己の責任においてゴルフクラブの管理をしていただく事になりますので当クラブは紛失等についてはその責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第28条 利用者の故意又は過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

(施設内への持込品)

第29条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止致します。

1. 動物ペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃刀剣類。
4. 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのあるもの。
5. 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第30条 何人も施設内で下記の行為は禁止致します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告物の配布等の行為。
3. 利用者以外のコース内立入行為。(特に許可する場合を除く)
4. 写真撮影、録音等の行為。(特に許可する場合を除く)
5. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

(その他)

第31条 次の各項目についてご協力下さい。

1. スタート30分前までにはご来場下さい。
2. 当日、支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は極力持参されないようお願い致します。
3. 大型のゴルフバックをご使用の場合、カート積載の都合上、小型バックに入れ替えさせていただくことがありますのでご了承下さい。
4. プレーはハーフラウンド2時間10分以内でラウンドされるようお願い致します。
5. 最終スタート時間はコース整備の為、夏期午後3時、冬期午後2時30分としておりますのでご了承下さい。早朝プレー、薄暮プレーの場合は当クラブの定めによる時間とします。
6. プレー中の喫煙はお断り致します。喫煙は灰皿の設置してある場所をお願い致します。
7. 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定しておりますのでご了承下さい。
8. プレーは4人1組を原則として2人または3人の場合は他に2名または1名が加わることをご了承下さい。
9. 1人または2人のプレー希望の場合は、フロントで確かめて下さい。

(緊急)

第32条 利用者は、自分自身の健康状態に充分配慮して下さい。緊急の場合は出来る限り努力を致しますが結果については、責任を負うことは出来ません。

(改定)

第33条 この約款の改定は必要に応じ、会社がこれを行います。

2. この約款の改定は、当クラブ施設内に1ヶ月以上の期間、改定事項を提示し公示します。

(付記) 平成16年4月1日施行
平成19年12月13日改定